

令和6年1月25日14時00分、下野市いじめ問題対策連絡協議会下野市役所203会議室に招集する。

1 本会議の委員は以下の通りである。

No.	所 属	役 職 等	委 員 名
1	下野市立石橋北小学校	学校長	齋藤 佳代子
2	下野市立国分寺中学校	学校長	塩沢 建樹
3	下野市立南河内小中学校	児童指導主任	高橋 由枝
4	下野市立南河内第二中学校	生徒指導主事	椎名 剛
5	下野市 PTA 連絡協議会	国分寺中学校 PTA 会長	大塚 剛志
6	下野市民生委員 児童委員協議会	下野市民生委員 児童委員協議会長	坂本 栄一
7	弁護士法人ひととのや法律事務所	弁護士	田中 真
8	県南児童相談所	主査	永井 雅之
9	下都賀教育事務所	副主幹	青木 圭
10	下野警察署	生活安全課長	高橋 良輔
11	宇都宮地方法務局	栃木支局長	高松 恵子
12	市民協働推進課	課長	西松 治彦
13	こども福祉課	課長	浅香 浩幸
14	教育総務課	課長	高山 正勝
15	学校教育課	課長	石島 直

2 本協議会の欠席者は、次のとおりである。

弁護士法人ひととのや法律事務所 弁護士 田中 真
宇都宮地方法務局 栃木支局長 高松 恵子

- 3 本協議会に出席を求められた事務局職員は、次のとおりである。
- 土田 礼巳 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
佐藤 史昌 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
- 4 本協議会の書記は、次のとおりである。
- 佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事

会議

- 1 開会
- 2 委員・事務局紹介（自己紹介）
- 3 会長挨拶
- 4 事務局説明
 - （1）下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 5 議事
 - （1）下野市いじめ防止強調月間（令和5年6月、11月前後）の取組について
 - ① 各学校の取組について
 - ② 関係機関及び団体の取組について
 - ③ 下野市いじめ防止強調月間について
 - （2）関係機関及び団体、学校の連携について
- 6 事務連絡
- 7 閉会

議事

- 塩沢会長 これより議事に入る。はじめに、議事を進行するにあたり、委員の皆様に確認させていただく。先ほど事務局より、「基本的に公開」との話があった。このあと、皆様にお話しいただく中で、個別の事例等に触れることが予想されるような内容については、その都度申し出ていただき、皆様にお諮りした上で非公開とすることとし、それ以外の部分についてはこのまま公開としたいと思うがよろしいか。
- 全体 よい。
- 塩沢会長 では、協議を進める。
- さて、本協議会の一番の目的は、下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条にあるように、「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議する」ことと、「関係機関及び団体相互の連絡調整を図る」ことである。
- それを踏まえて、本日第2回は次第にもあるように、大きく2つのことについて協議したい。
- 1つ目は、「下野市いじめ防止強調月間」についてである。令和4年度は11月のみの実施であったが、令和5年度は6月と11月の2か月間の実施とした。月間の前後

に市内各学校や関係機関、団体で実施された取組について発表していただき、その成果や課題について協議したい。

2つ目は、前回田中委員より御提案いただいた、下野市いじめ問題対策連絡協議会において学校と1対1の関係だけではなく関係機関及び団体の連携等をどのように行っていくか、という点においてより良い連携を図っていくために協議したい。忌憚のない御意見を願います。

では、1つ目の、令和5年度下野市いじめ防止強調月間における取組について、まずは次第①として、学校所属の委員の皆様には御発表いただきたい。発表は、お一人様5分程度を目安にお話いただき、発表者以外の委員の皆様は、事務局より事前に送付された別紙2の表とホチキス止めの参考資料の該当箇所を御覧いただきながらお聞きいただきたい。

発表者される委員の皆様には、時間の都合上、取り組んだことを簡単に御紹介いただき成果と課題を中心にお話いただきたい。

4つの学校の発表の後、関係機関や団体において強調月間に取り組まれたことを御発表いただきたい。関係機関、団体の発表は任意であるが、ぜひ発表していただきたい。皆様に御発表いただいた後、それぞれのお話や本日発表のある4校の学校以外についても御質問・御意見をいただきたい。

では、まず齋藤副会長に願います。

齋藤副会長

本校、石橋北小学校の6月と11月の主な取組については、別紙2の3頁、6番を御覧いただきたい。

まず、6月の取組は大きく2点、学級力アンケートの実施と教育相談アンケートの実施である。

1つ目、学級力アンケートでは、自分のクラスの実態を自分たちの評価意見として捉え、学級力レーダーチャートを基に話し合い活動を行った。自分たちの学級の状態が見える化し、この力が少し劣っている、この点は良い点であるなど子供たちが全員で確認し、学級でどのような対策を行うか改善策を考え取り組んだ。

成果は、子供たちが自分たちで主体的な話し合いを行い、それに基づいて改善策に取り組むという前向きな活動が見られたことである。

課題は、6月の場合には学級内だけでの話し合いにとどまったことである。もし、これが学校全体で、各クラスこのような課題が出て改善策をこのように進めているということを共有できたら良かったのではないかと感じている。

2つ目、教育相談の事前アンケートの実施では、単学級のクラスが多く、担任と子供という関係が中心になりがちな本校において、低学年、中学年、高学年でチームを組み、複数の教員でアンケートを分析し、教育相談の形や子供たちの情報を広く共有して対応した。

成果としては、担任だけではなく、いろいろな視点から、様々な先生方の意見を得て、情報交換ができたことがあげられる。複数の目で生徒を見ることができ、担任が安心して子供たちへの対応ができたことも成果である。

次に、11月の取組は大きく3点である。11月の活動に関しては、いじめ防止強調月

間と人権週間、「子ども未来プロジェクト」の実施と小中一貫教育道徳部会の実践等いろいろなものを関連付け、約1か月にわたり「心を育てる月間」と称して実施したことが本校の取組の特徴である。

実施した内容の1つ目は、文部科学省の動画を拝聴し、学級活動で意見交換を行ったことである。

2つ目は、いじめのない温かい学級をつくるにはどうしたらよいかということ、学級活動で話し合い、学級ごとに目標を設定し、人権集会で各学級が全体発表をしたり、多目的ホールに掲示したりして見える化をして、常に意識できるようにしたことである。

3つ目は、人権集会で人権擁護委員さんにお話しいただき、それに合わせて道徳の授業で内容項目を絞り実施したことである。

成果は、時期を決めて集中的に様々な週間や月間を行うことで、職員が取り組む時間を削減することができ、無理せず取り組むことができた点である。また、系統立てて進めたため、子供たちの意識の高揚を図ることもできた。

塩沢会長

国分寺中学校の取組について、別紙2、5頁を御覧いただきたい。

まず、6月においては、全クラスにおいて昨年度国分寺中学校区で考えたいじめ防止のスローガンを基に、「私のいじめゼロ宣言」の作成を行った。この活動は、生徒一人一人が改めていじめとはどのようなものなのか、いじめをなくすために自分には具体的に何ができるのか考えるよい機会となった。また、作成した宣言は各教室や廊下に掲示していたため、学校行事などで振り返ることができた。さらに、生徒アンケートの実施・共有も行った。

11月においては、全クラス「いじめが起こらない学級とは」として同じ授業案を基に道徳の授業を行った。この授業の実施前には、全校放送で生徒会長からいじめ防止スローガンが目指す学校やクラスについて、生徒指導主事から本日の授業のねらいや趣旨などについて話をした。それにより、全クラスが同じねらい、同じ思いで話し合いを行うことができた。

いくつかクラスを回ったが、最後のまとめの中で「自分と仲間の個性を大切にしてみんなで輪になれるクラス」、「心のホームになれるクラス」、「親しき仲にも礼儀あり、自分と相手の価値観の違いを認め合えるクラス」、「素の自分でいられるクラス」など、一人一人が自分事として考えることができたと感じた。

このように、スローガン「私のいじめゼロ宣言」、道徳「いじめの起こらない学級」ということで系統的にできたことは、非常に効果的であったと思う。今後は年度末に向けて、いじめゼロ宣言について自分はどうかであったか、実際に授業を行ってこのようなクラスを目指したけれどもどうかであったのか振り返りができると更に良いと考えている。

高橋(由)委員

南河内小中学校の取組について、別紙2、6頁を御覧いただきたい。

本校では6月に、いじめ防止集会、心のアンケート、教育相談の実施、Q-Uテストの実施を計画していたが、いじめ防止集会は後期課程の大会等の絡みがあり実施を見送ることになった。この点はこれからの課題になるところであると思う。

心のアンケート、Q-U、教育相談の実施ということで、それぞれが自分の抱えてい

る思い、あるいは友達との接し方などを振り返るよい機会になった。それによって、自分たちがこれから友達とどんな風に向き合ったらよいかということを考えさせるよい機会にもなったと思う。

また教員側としても、これらを通して、いじめにつながるかもしれない人間関係や事案について早期に把握し、複数の目で支援策を早めに立てるといった意味で情報共有をし、児童生徒に関わることができた。

11月では、6月と同じく心のアンケートと教育相談の実施を行い、6月の内容と比較し、継続的に見届けていく児童への関わり方、あるいは新たに起こってきた児童の問題等の情報を全教員で共有し取り組むことができた。

さらに、11月に実施したいじめ防止集会についてお話しする。本校ではこれをいじめ防止強調月間及び「子ども未来プロジェクト」の活動の一環として実施している。いじめ防止集会は、1年生から9年生までが、全学年で一緒に何か1つのことを考える機会を作ろうではないかということで企画された。発達の段階に応じて多様性を認め合うことが、いじめ防止に効果があるのではないかとということで、多様性をテーマとして全学年で話し合いを行った。

1年生から4年生については、まず先生からいじめの定義を確認し、その後子供達で話し合い活動を行った。クラスの中でいじめにつながる場面はないか、気付かずに相手を傷付けている場面はないか、相手はそのときどのような気持ちであったか、クラスではどのような対策が必要か、お互いの多様性を認め尊重することが必要ではないかなど、学年の発達の段階に応じた意見が出された。その後、人権の標語の作成も行っている。

5年生以上は、最初から「全ての人に良い部分がある」という点に目を向けさせ、「相手を嫌な気持ちにさせないように伝えよう」ということを基にして話し合いを始めた。人によって考え方や行動が大きく違うことを理解し、互いに排除せずに認め合うことがいじめ防止につながるという結果に話し合いが進んだようである。最後に、担当によりいじめの定義をもう一度確認した。

その後、5年生から9年生の代表児童が集まり全体で共有を図った。それぞれの学年でどのような意見が出たのかを話し合い、再度いじめについての関わり方、未然の防ぎ方等について理解を図り、代表生徒が自分の学級に伝え全員で共有した。

これらは、児童生徒が主体となり活動を行ったため、それぞれが自分事としていじめを捉え、多様性を認めるという意識を高める上で非常に効果が大きかった。今回は、代表児童が集まり共有する形であったが、今後は多くの児童生徒も学級での話し合いだけで終わるのではなく、様々な学年の児童生徒と話をする機会を作れるとよいと考える。

椎名委員

南河内第二中学校の取組について、事務局より提供されているカラー刷りの資料を御覧いただきたい。

まず、今年からいじめ防止強調月間が年2回になったことの周知を今年の1番の目的とした。また、これまでも取り組んできたいじめの早期発見や未然防止、いじめを生まない温かい学校の雰囲気高めるという視点を、いかに6月11月のいじめ防止強調月間に抱き合わせ、今までやってきた活動に意味づけを行い、目的を明確

にすることができるのかをねらいとして本校は進めてきた。

まず、周知については、生徒指導部や委員会、子供たちが放送や掲示物等様々なものを使用し行った。本校のポイントは、中学校区で共通の方針を打ち出したことである。

本中学校区は、南河内小中学校のような小中一貫校とは異なり、中学校区内でも中学校と小学校の距離がある。しかし、9年間を見通したつながりを持ち活動することが必要であると考え、各校の活動に意味付けをするような方針を出した。

強化月間では、いじめは絶対ダメという法的な視点からの注意喚起、子供たち自身がいじめを生まないような温かい学校の雰囲気高める、という2つの軸を基に活動を行った。

次に、いじめの早期発見と未然防止についてである。本校では、いじめアンケートと教育相談を意図的に6月・11月に設定した。いじめアンケートを実施し、担任と教育相談担当で確認した上で、子供たちとの面談に入る。このことによって、いじめのアンケートや教育相談に意味を持たせることを意識した。生徒が「先生、どうしてまたアンケートをやるの」、「面談なんてどうしてやらないといけないの」と疑問をもつことに対しても「いじめ防止強調月間」が必然性をもたせることができる効果があった。

さらに、学級力向上アンケートの実施と分析に関しても、6月と11月のいじめ防止強調月間と同時期にすることで、いじめのない温かい学校の雰囲気高めるといふねらいとともに、現在の学級の良い部分をさらに伸ばしていくことができた。

11月については、市の「子ども未来プロジェクト」等の取組と抱き合わせて、どうしていじめが起こるのかをテーマとして、生徒が主体となった話し合い活動を全クラスで実施した。

実施してきて、今まで各学校が独自に取り組んできたいじめ対策を、市のいじめ防止強調月間に合わせることで目的を明確化できたことが成果であると感じている。このいじめ防止強調月間が生徒一人一人の意識をより高めることにつながっており、本校で行った事後アンケートにおいても94%の生徒が目的を理解していじめ防止強調月間を過ごすことができたと回答している。中身が伴っていることは大切であるが、「今が何の月間で、何をしているのかを生徒が理解できた」という回答が多かったことは成果であった。

今後に向け、教職員の言葉や説諭も欠かせないが、生徒自身の言葉は時に教職員以上の説得力をもつことがあるため、教職員主体で進める部分と生徒主体で進める部分の両面を生かしていけるような取組にしていきたい。

塩沢会長

続いて次第② 学校以外の関係機関及び団体において、今年度の強調月間に取り組んだことはないか。

石島委員

学校教育課の取組についてお話ししたい。

まず、6月については、保護者への啓発を行うため、「6月・11月はいじめ防止強調月間です」という表題のチラシを作成し、学校から保護者に配布していただき、家庭での協力について呼び掛けを行った。その後6月8日に、各学校の児童指導主任、生徒指導主事を集め、第1回目の児童・生徒指導研修会を行った。その中で、

本日委員として出席していただいている、下都賀教育事務所 青木副主任様から下都賀地区児童・生徒指導の重点と題し、栃木県の児童・生徒指導の基本方針や地区の現状と課題、下都賀地区の重点などの講話をいただいた。その後、本市教育委員会学校教育課児童・生徒指導担当である佐々木指導主事から、いじめの定義や概念、児童・生徒指導の中央研修会の伝達、いじめ対応についての Q&A など、事例を基に学校の先生方に説明を行い、各学校での周知をお願いした。

11 月には、市の校務支援システムの連絡機能やメッセージ機能を使用し先生方へ周知、それから市教育研究所情報発信紙「KEYAKI」に「いじめ防止強調月間です」と標記するなどして周知した。

その後、11 月 10 日には「子ども未来プロジェクト」の生徒交流会を実施し、各中学校でのこれまでのいじめ防止の取組について発表、情報共有を行った。それらを基に、12 月 16 日に「子ども未来プロジェクト」活動報告会を実施し、各中学校区の発表をした。次年度の方向性を考える中で、先ほど南河内小中学校の高橋委員からもあった「多様性」という言葉が多くの学校の子供たちから聞かれた。

以上のように、学校教育課としては、いじめ防止に関する取組について周知を行った。

塩沢会長

その他の関係機関や団体で何かあるか。

高橋(良)委員

下野警察署での取組をお話したい。

警察では、6 月・11 月のいじめ防止強調月間に合わせてではないが、通年で学校等における各種防犯講話の中で、主に非行防止や薬物乱用防止に合わせて最近子供たちのいじめにつながる可能性の高い SNS の適正利用を絡めてお話ししている。学校からの依頼を受けた児童生徒対象の講話の他に、先生方に対して会議の席で防犯講話に絡めて SNS の危険性を説明し、その他放課後児童クラブの職員方に対しても防犯講話を行うなど、子供たちに関わる方々に対して防犯講話を行ってきた。

また、小中学校への SNS に関するリーフレットを 10 月に作成し、中学生版と小学生版のリーフレットを、下野警察署管内の上三川町、下野市の全小・中・義務教育学校に全児童生徒数配布した。さらに、10 月の全国地域安全運動という防犯月間を通じて、防犯のチラシと一緒に SNS のリーフレットを配るなど広報活動を行った。

その他、各機関、学校、児童相談所、役所の各課等で集まって行う要保護児童対策連絡協議会の場においても、こういったお話を簡単にさせていただき、周知を図った。

塩沢会長

その他の関係機関や団体で何かあるか。

青木委員

下都賀教育事務所での取組をお話したい。

いじめ防止強調月間と時期的に重なっているという意味で、下野市の取組に特化したとは言えないかもしれないが、地区全体として行ったことを 3 点伝えたい。

1 つ目は、先ほど石島委員からあったが、管内 5 市町における児童・生徒指導地区別研修会の実施である。地区の現状とそれに対する対策と対応を考え、今年度は未然防止の部分に着目し、学業指導の充実、安全・安心な風土の情勢が非常に重要であると各地区で話をした。

安全・安心な風土の醸成とは、生徒指導提要の改定を受け、非常に重要な点として児童・生徒指導だけではなくあらゆる教育活動の基盤となる部分であり、ここが充実してくることがいじめを生まない雰囲気づくりに直結するものであることから、重要であると話をしている。安全・安心な風土の醸成において子供たちが主体となる部分もあるが、子供たちに関わる先生方の人権感覚、人権意識が影響している部分も大きいので、環境づくりについても話をしている。

2つ目は、11月21日に下野市南河内公民館を借りて実施した下都賀地区人権教育研修会である。これは、下都賀管内全校から、各校1名の先生方に参加していただき、各学校における人権教育の一層の充実を図ることを目的としている。授業を通してどのように人権教育を充実させていくことができるかを研修のテーマとした。下野市の各学校の取組には、学校全体で道徳の授業を実施する、いじめ問題を取り上げて授業を実施する、といった実践例が多い。そういった実践事例を各校持ち寄って、人権教育の視点で、差別解消を図るための資質能力の育成にどのようにつながっているのかを共有していただいた。先生と子供の人権感覚を磨く機会として、研修会での協議を各校に持ち帰っていただき、それぞれの学校で人権感覚を育て、人権教育を充実させる。その結果、いじめや差別が起こらない環境づくりにつながっていくという点を軸として関わることができた。

3つ目は、例年とは違い今年度初めて行った取組として、栃木県教育委員会事務局学校安全課から「いじめの初期対応に関する取組の点検について」というものが出された。令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を受けて、全都道府県また県内25市町の中でも、いじめの認知、いじめの初期対応に関する理解に若干の差があるのではないかと、というところを出発点とし、いじめが進行することを防ぐため、いじめの定義の理解、学校いじめ基本方針に示された取組の理解などを、各学校で先生方に確認していただき、現状を県がどのように捉えていくか、ということで今年度初めて行った調査である。

近日中にとりまとめが終わるが、今回の点検では実態の調査ではなく、この点検によって先生方の理解が高まることをねらいとしている。特に、いじめの初期対応という部分では、防止と対応の部分で先生方に適切に対応していただくことも多いため、このような取組が今後生かされていくことを願う。

塩沢会長
西松委員

その他の関係機関や団体で何かあるか。

市民協働推進課の取組について報告する。

いじめ防止強調月間という形ではなく、例年市民協働推進課で行っている事業であるが時期として6月と11月前後の実施となっている。

第1回いじめ問題連絡対策協議会においては計画という形で伝えたが、おおむね計画通り今年度の事業を行うことができた。

まず、人権擁護委員による人権の花運動を6月に実施した。6月1日が人権擁護委員の日にあたるため、それに合わせた時期に毎年取り組んでいる。今年度は小学校4校、義務教育学校1校の計5校で実施した。限られた時間ではあるが、人権擁護委員から低学年の児童にも理解できるような事例を交え、人権に関わる講話を行った。

次に、12月に人権擁護委員による学校訪問事業を行った。12月4日から12月10日が人権週間にあたるため毎年学校訪問を行っているが、今年度は小学校4校と中学校2校の計6校で実施した。この事業においても、いじめ防止に関わる話やアンコンシャスバイアス、いわゆる無意識の思い込みによって相手を傷付けてしまうことについての話を行った。

また、昨年度も一部の学校で実施した学校代表の児童生徒と人権擁護委員が直接意見交換する対話形式での学校訪問の開催も今年度2校で実施し、児童生徒は人権の理解を深め、人権擁護委員は児童生徒から直に人権に対する思いや考えを聞くことができた。さらに、人権擁護委員から児童生徒へ、市の計画に基づく人権課題解消の取組や人権意識を伝えることができた大変良い機会であったと報告を受けた。

対談の様子は学校内でもオンラインで配信することができ、対談に参加していない児童生徒に対しても理解を深めることができたと思う。

そのほかに、強化月間以外の取組としては、SOSミニレターや人権110番の周知、夏季休業期間中の小学生を対象とした絵画・書道コンクール、中学生を対象とした人権作文コンクールを実施、市内の児童生徒の作品が多数入賞したところである。これらの作品は12月に市役所内に展示を行った。

塩沢会長

また、社会福祉協議会が実施している悩み事相談に、人権相談員や行政相談員が参加しているが、今年度の相談実績の中で子供のいじめ問題に関する相談はなかった。ここまで発表のあった4校を含む下野市全12校、関係機関及び団体の取組について、御意見・御感想等はあるか。

では、次第③今年度6月と11月の2か月間実施した下野市いじめ防止強調月間について、回数や実施期間などを含めて御意見はあるか。

椎名委員

今年度から正式に年2回になり、スタート当初は、現場の教職員から「新たな取組が加わる」「負担感が増す」といった感想が出た。実際には、今までも各校が取り組んでいた活動をいじめ防止強調月間と抱き合わせることで、新しいことを始めるのではなく、今までの取組を整理する期間として位置付けることができた。そのことを重視すれば、6月と11月という年間2回の実施は適正な回数ではないかと考える。11月はちょうど様々な活動が絡む時期であり、慌ただしさを感じるのではないかと思っていたが、担当がうまく11月に活動を集中させることができたため、次年度以降も継続することが望ましい。

塩沢会長

御意見はあるか。

青木委員

感想にも触れる部分であるが、お話を拝聴し各学校の先生方、児童生徒の取組がたくさんなされており、児童生徒主体の取組が増えているというところは大きな成果であると感じた。

そして、下野市いじめ防止強調月間が6月と11月の年2回となり、6月は1年を通して最もいじめの発生件数、認知件数が多い月とも言われ、いじめが起りやすいと言われていることを踏まえると、この月間が6月に当たっていることは重要であると思う。学校の新年度が始まり、最初の落ち着きが出てくるまでの2か月間はいろいろな緊張感がある中で子供たちも頑張っている。しかし、6月になり少し落ち着きが出てくると心の緩みが出始め、自分以外の所に興味を持ち、人間関係のトラ

ブルが発生しやすくなる。だからこそ、6月にいじめ防止強調月間があることが重要である。

先ほど、椎名委員も述べていた、子供たちの取り組むべきことが多くなっているようにも見えるが、主体的に自分たちで学校づくりするという経験が増えることで、子供たちの成長が見られるのであれば、すごく良いと思う。先生方の負担は多少あると思われるが、主体的な取組が増えた中で児童生徒の成長がどのように見取れたかについてお聞きしたい。

塩沢会長

国分寺中学校では、いじめ防止強調月間の以前から、6月11月に学校アンケートを教育相談に向けて行っていたため、先生方の負担感は少なかった。子供たちは6月に「私のいじめゼロ宣言」を考え、11月に道徳の授業を行ったため、系統的に考えることができたのではないかと考える。

資料に写真が掲載されているが、教室や廊下に「私のいじめゼロ宣言」を掲示しているため、「こんなこと書いていたね」と振り返りに使うことができたので、椎名委員からもあったが、今までやってきたことが整理され、いじめに特化した取組でなくても一緒に考えることができていると感じている。

御意見・御感想はあるか。

齋藤副会長

各学校の実践等をお伺いし、系統的という点で「子ども未来プロジェクト」をはじめ、いろいろな場面において、同じようなテーマで同じ方向に導いていこうということがあるので、やることが増えたというよりは様々なものがいじめを中心に整理されてきていると今年度は感じた。

ここでやってきたことが、「子ども未来プロジェクト」につながり、それを全校で共有し、学級に下ろしてというように全体で進める体制が整ってきている。

いじめ防止強調月間があることで、教職員も「いじめ防止強調月間だよ」、「心を育てる月間だよ」と子供たちに呼び掛けやすく、校内の掲示物や関係機関・団体からいただく配布資料も追加され充実してきている。

高橋(由)委員

いじめ防止強調月間は6月11月の継続でよいと私も思う。

6月は、先ほど青木委員からお話があったとおり、クラス替えがあり人間関係に様々な問題が出てくる時期であるため、この時期にアンケートや教育相談があることは非常に重要である。

本校の場合、6月に集会を計画していたが実施できなかったという実態があるため、6月はある程度アンケートや教育相談を充実させ、実態の把握をするという点に力を注ぎ、無理に集会を実施しなくてもよいのではないかと感じている。

6月から少しずついじめに対する考え方や見方を子供たちに育み、11月に児童生徒主体の集会等を企画し、6月から育ててきたものを生かすという形にするのが良いと思う。

永井委員

伺いたいのだが、各学校ともこれだけすばらしい取組を年に2回実施していることに関して、保護者への通知や周知は学年だよりやHP等を活用されていると思う。このような取組を学校同士で共有するような機会や実施例の一覧を教育委員会から発行しているなど取組はあるのか。

石島委員

学校教育課の取組の中でも触れたが、中学校区の代表生徒が集まる「子ども未来プ

ロジェクト」を実施している。この2年間については、各中学校区でいじめを無くしていこうというテーマであったため、その会議の中で各中学校区の取組を発表してもらい、情報を共有してきた。

12月16日に「子ども未来プロジェクト」の活動報告会を実施し、そこで一般の市民の方などにも発表した。事務局から補足はないか。

事務局(佐々木) 石島委員の話に補足し、今回お配りした参考資料のような写真付きの活動報告資料を、昨年度末の2月に各学校の児童指導主任と生徒指導主事が市役所に集まって行った児童・生徒指導研修会において、児童指導主任と生徒指導主事にお渡しした。今年度も同研修会が2月にあるため、各学校の取組を参考資料として提供したいと考えている。

塩沢会長

続いて、次第(2)「関係機関及び団体と学校の連携について」に移る。

本日の協議会の1番の目的は、下野市いじめ問題連絡対策協議会等条例 第4条にあるように、「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議すること」と、「関係機関及び団体相互の連絡調整を図る」ことである。冒頭にも申し上げたが、前回、田中委員よりいじめ問題対策連絡協議会において、学校と1対1の関係だけではなく、関係機関及び団体の連携をどのように図っていくか、いじめ問題対策連絡協議会の意義を考えていく必要があるとの意見があった。それを受け、より良い連携を図っていくために本日協議を行いたい。では、今回作成した資料や話合いの方向性について事務局より説明を願う。

事務局(佐々木)

皆様、お手元に事前に配布した資料と、本日配布した資料をご準備願いたい。

いじめと一言で言っても、いじめについての取組はいじめが起こる前に行う未然防止の取組もあれば、いじめを早期発見するための取組もあり、いじめが起こったときに大きくならないようにする取組もあって、非常に幅が広いものである。それらを踏まえ、整理が必要であると考え、今回このような表を作成した。前回田中委員よりご提案いただいた協議会の機関同士の連携の在り方について、何かモデルを示せないかということで探したがなかなか見つからず、やはり学校と1対1の関係での連携が非常に多いことが分かった。また、委員の皆様の機関を図で示してみたものの、矢印が非常に煩雑になり、具体的な取組を示すことが難しかったことから、今回は学校のいじめ問題に対する取組を左に並べ、関係機関及び団体がどのように関わっているかを表に示した。

この表を作成するにあたり、先ほど青木委員からもあったが、令和4年の12月に改訂された生徒指導提要进行を参考にした。生徒指導提要进行とは、学校が生徒指導を行う際の基本書となるようなもので、平成22年の作成から12年未改訂であったが、昨今の世の中の動きを受け改訂されたものである。

別紙3を御覧いただきながら、見方の解説をする。

一番左側にある図が、今回改定された生徒指導提要进行の基本的な図である。この図には4つの四角形があり、4つの段階ごとに対応を考えていく。下から上に向かって段階が進んでいく図となっており、下から、「発達支持的生徒指導」、「課題未然防止教育」、「課題対応発見対応」、「困難課題対応的生徒指導」となっている。

1つ目、「発達支持的生徒指導」とは、いじめ防止に限らず学校が普段から全児童生徒に行っている、人権感覚を身に付けいじめ防止につながるための働き掛けを表す。

2つ目、「課題未然防止教育」とは、いじめという課題に特化して、「いじめはこういうものだよ」、「いじめはよくないよ」ということを学校で教える場合の教育のことを指し、学校が全児童生徒に対していじめについて教育するものを指す。

3つ目、「課題早期発見対応」とは、実際に学校で行われているアンケートや健康観察など、いじめを早期発見するために学校が行っている取組を表す。前の2つとの大きな違いは、いじめが起きている状態であるということで、下の2つより少し四角の横幅が狭くなっている。今回作成した表では、いじめが起こる前の部分を水色、起きた後をピンク色で表している。

4つ目、「困難課題対応的生徒指導」とは、いじめを重大化させないためにする適切な対応をするための取組を指す。いじめは起きているが、こじれたり大きくなったりしないようにするための取組がそれに当たる。

続いて、4つの階層それぞれでの学校での取組、学校の取組に関わりがあると思われる関係機関や団体、という形で表に列挙した。各関係機関及び団体に関わる「相手」が違ふことが想定されるため、「児童生徒や保護者」に直接関係している場合にはクリーム色で、「教職員」と関係している場合には白色で表した。

その右の列にも関係機関や団体が示されているが、こちらは横に並ぶ2つの機関・団体が関係し合っていることを示している。たとえば、下野市教育委員会であればその後ろには下都賀教育事務所、さらには栃木県教育委員会と連携して行動している、という形で見ていただけると分かりやすいかと思う。

本日はこの表で、各機関の学校との関わりを御確認いただきながら、関係機関・団体間の連携のあり方について御意見をいただきたい。

塩沢会長

ただいま事務局より説明があったが、御質問はあるか。

修正箇所はあるか。

坂本委員

民生委員児童委員の部分でお話したい。

1つ目、課題予防的生徒指導の上の赤い部分、「民生委員」ではなく「民生委員児童委員」と入れていただきたい。

2つ目、子供や家庭の見守り、その下の24時間子供SOS窓口の連絡先は了解であるが、委員の連絡先の記載については実際にあまり経験がない。私も11年目になるが、10年前ぐらいまでは名簿にも民生委員児童委員が代わると電話番号等を入れており、一昨年の改選の際も載せていたが、委員の意識の変化や時代の変化もあり電話番号の記載をしない方がよいという意見も出ている。県内の全ての市町について把握しているわけではないが、民生委員児童委員が代わっても電話番号を掲載しない市町も多いと聞く。このあたりはどのようなになっているか。

事務局(佐々木)

こちらの表を作る際に参考にした資料が、令和3年度コロナ禍において、いじめ問題対策連絡協議会の第2回を書面開催した際に、各機関において、今後開催する予定のいじめ防止強調月間における取組例を集めた際に記載があったものを基に作成している。よって、「これはできるのではないかと」と、案として入れていただいた意見を掲載してしまったのかもしれない。

御意見いただいたとおり、確定されていない情報は誤解を招くことがあるため、削除したい。ポスティングに関しては問題ないか。

坂本委員
塩沢会長
青木委員

依頼があれば協力している。

そのほか御意見や修正箇所はあるか。

下都賀教育事務所、栃木県教育委員会の部分でお話したい。2つ事業を追加できるのではないかと思います、提案する。

1つ目、問題行動等未然防止プログラム事業である。児童・生徒指導上の諸問題の解決に向けて先生方を対象に行う研修会に講師を呼ぶ場合、講師謝金等を県で負担するという事業である。こちらは、事案が起こる前の段階で研修を行うものに対する支援であるため、課題未然防止教育や発達支持的生徒指導に位置付けられると考える。

2つ目、情報モラル研修会である。こちらは、情報モラルにかかるネットいじめ、ネットトラブルの未然防止等に向け、先生方や児童生徒、保護者を対象に研修会・講習会等を実施する場合、業者に来ていただく等で発生する謝金を県で負担するという内容の事業である。1つ目の問題行動等未然防止プログラムが教職員対象であるならば、情報モラル研修会は児童生徒や保護者対象に実施できる関わりであると思う。どちらも課題未然防止教育や発達支持的生徒指導に位置付けられると考える。

事務局(佐々木)

休憩時間に修正の依頼があったので、下都賀教育事務所「スクールサポーター相談窓口による相談対応」を「いじめ・不登校等対策チーム相談窓口による相談対応」と修正願う。

塩沢会長
浅香委員

自分の機関・団体でなく他の関係機関及び団体についても、御意見はないか。

表においてはこども福祉課と一括りになっているが、こども福祉課では保育園、学童保育室、児童館、家庭相談グループといった組織を所管している。それぞれ役割が違ったり、子供との関わりの場面が違ったりというところがある。

まず、保育園においては、いじめ防止対策の取組の一環として、「自分がされて嫌なことはお友達にやらない運動」のようなものを実施しており、いじめ関連の絵本を使って周知や意識付けを普段からしていると聞いている。表に入れられるかは分からないが、保育園でのこのような取組が発達支持的生徒指導の中に入るのではないかと考える。

また、学童保育室はその性格上、毎日保護者がお迎えに来るため保護者の方と顔を合わせる機会が多い。そのため、学童の中で過ごす子供たちの小さな変化も必ず記録に付け、この記録を保護者の方と共有し、情報を学校等と共有することの承諾を得ることも容易であるため、学校サポートセンターや学校の担任の先生としっかり連携をしている。現場では、担任の先生に情報を共有したことで放課後に様子を見に学童保育室に来てくれるということもある。そのようなつながりを表に記載できたらと考えた。

また、関わりは深くないかもしれないが、こども福祉課で所管している児童館についても、子供たちが全員児童館に遊びに来るわけではないが、児童館の職員によると遊びの場において子供たちの素の表情が見られると言う。たとえば、卓球を順番にやっているのにある特定の子だけ順番を抜かされている、これはいじめの兆候が

あるのではないかと捉え、そのような状況がある場合には学校に連絡をしている。
以上のようなことから、児童館も子供たちに関わる関係機関として表に記載できると考えた。

さらに、家庭相談グループ、主に児童虐待や要保護児童対策地域協議会の対象の御家庭に関わっているグループがあるが、そちらは課題早期発見対応の枠に位置付けられているが、普段の家庭相談の中で、場合によっては課題未然防止教育という部分で関わることはできるのではないかと考える。

事務局(佐々木)
大塚委員

後ほど工夫して追記し、共有させていただく。

児童が直接 LINE 等で相談できる、いじめに限らずに相談できる窓口が下野市か栃木県かであったと思うのだが、それも連携に入るか。

それに関し、連携をする上での課題についてとある事例を聞き、個人を特定しない範囲でお話する。

とあるお子さんが悩みを抱え LINE 相談窓口で相談をした。お子さんと親御さんは良好な関係であったが、親御さんはお子さんが LINE 相談をしたことを知らず、後に判明しショックを受けたという。LINE 相談をした内容は匿名のため、学校の先生にも保護者にも共有されず、親御さんは「どうして私や学校の先生ではないのか」という気持ちになったと。そのお子さんは SNS 等のリテラシーがしっかりしていたので、相談先は怪しいところではないと自分で判断したというが、親からすれば相談窓口を語った悪い人が用意したアカウントに相談してしまい、犯罪に巻き込まれてしまうという最悪のシナリオを想定したり、どうして自分たちに相談してくれないのかと悩んでしまったりする。

答えが出るものではないが、LINE 等の相談窓口では連携・共有という点で課題があると感じた。事例の共有等はどのようになされているのか。

塩沢会長
事務局(佐々木)
大塚委員

市にはそのような相談窓口はあるのか。

LINE 相談窓口は県教育委員会が実施している。

お子さんが SOS なり、助けも求めるきっかけ、ハードルを下げる点では非常に良い印象であったが、一方でそのような課題があると、この事例を通して感じた。

椎名委員

縦横斜めの連携を考える上でこの資料は効果的であると考えてるが、子供たちの目線に立ち 1 点お願いをしたい。学校と関係機関や団体が連携を図っていることを、何よりも子供たちが分かりやすいように見える化することで、より自然に学校や各機関が連携をすることができるのではないかと考える。

例えば、本日の会議の名簿を子供たちに見せるだけでも、これだけいじめの防止のために集まり、みんなのために話し合いを行っているのだよということが分かる。さらに、A4 用紙 1 枚程度で関係機関をまとめ示してあげると、子供たちの学校・家庭・友達の 3 つで完成してしまっている世界の外側に頼る場所を想像することができるのではないかと考えた。

目的は、学校や自宅でつらい思いをしていたら、これだけたくさんの機関や団体があなたの力になってくれるよ、ということを視覚的に捉えられることである。先生方がその図について児童生徒に説明することで、教職員の意識・視点も広がり、より深い理解につながると考える。いかがか。

石島委員	委員の皆様の御意見から、発達支持的生徒指導の部分に入るかは分からないが、相談窓口に関して、LINE 相談窓口を県教育委員会が設置していることが分かったが、それ以外に関係機関で相談窓口がどれだけあるのか確認したい。
塩沢会長	では、関係機関で学校向け、保護者向けの窓口があるかお伺いする。 下野警察署高橋(良)委員はいかがか。
高橋(良)委員	こどもホットラインのようなものがあったような気がするが、今は手元に資料がない。通常、子供たちが直接交番に来たり、110 番が急に入ったりということがあれば、事案として扱うということはある。 相談電話等については確認する。
塩沢会長 永井委員	県南児童相談所永井委員はいかがか。 児童相談所には、いじめに特化した相談先ではなく、いじめも含むこどもホットラインがある。直接児童相談所につながる電話番号は 189 番である。ただし、189 番にいじめられているという相談の電話が来ても対応しかねる。しかし、保護者の方から、「うちの子が学校でいじめを受けている」や「うちの子がいじめの加害者になっていて、子供との関わり方が分からない」というような相談に関しては、児童相談所が窓口になり対応ができる。
塩沢会長 青木委員	下都賀教育事務所青木委員はいかがか。 困難課題対応的の生徒指導で先ほど訂正をいただいた、いじめ・不登校等対策チーム相談窓口が設置されている。ここには「保護者の方でも、児童生徒本人でもお電話いただいても大丈夫です」ということでチラシをお配りしている。こちらの電話番号は 0282-23-3782 である。こちらは下都賀地区管内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の全児童生徒にチラシを配布している。 また、SNS 相談事業については、県内の中学生、高校生に QR コードが付いた小さい名刺サイズの相談カードを配布している。QR コードを読み取り、そこから LINE の相談が可能である。こちらは基本的に毎週日曜日対応で、長期休業期間中は集中的に対応している。 LINE ではなく電話での相談を希望する場合も県に、いじめ相談さわやかテレフォンが有り、こちらの電話番号は 028-665-9999 である。これが SNS 相談事業の周知カードに記載されている。
浅香委員	行政的な相談窓口としては、こども福祉課内家庭相談グループが子供や家庭に関する相談をお受けする窓口となっている。 また、隣の社会福祉課には、このたび「福祉まるごと相談窓口」が設置された。引きこもりや不登校など直接相談できる窓口がない悩み事に対する何でも相談窓口といった形になっている。 お子さんに特化するとなると、同じく社会福祉課が障害児を担当しているため、障害児相談支援センターを所管していたり、行政の療育機関としてこばと園を所管し相談を受け付けていたりする。
西松委員	本日、法務局の高松委員がいないが、SOS ミニレターというチラシを、こちらは人権の花や学校訪問事業で学校に訪問する際に人権擁護委員から御案内している。この事業自体は法務局の事業で、A3 カラー・両面印刷の用紙を小学生用と中学生用と

準備している。こちらの裏面を利用し、直接法務局に手紙を書いて出すという仕組みになっている。また、こども人権 110 番ということで電話番号、SOS E メールということでパソコンやスマートフォンから直接相談できる仕組みがある。

こども SOS ミニレターについては、必ず法務局の職員もしくは、市の人権擁護委員さんが返事をしている。また、学校に関わるような問題で、どうしても伝えなくてはならない部分については、情報共有として学校にもお伝えする仕組みになっている。

全国的にいじめ 110 番月間や、全国一斉「こども人権相談」強化週間が 8 月下旬から 9 月上旬にあり、法務局から直接学校にチラシが配られているかもしれないが、SOS ミニレターについても、全児童生徒数ではないが市民協働推進課や法務局から配布していると思うので、必要があれば手配させていただく。

塩沢会長

たくさんの情報が出たところで、この協議題については以上でよろしいか。

多くの情報をお出しいただいた。この貴重な意見や情報を事務局でまとめていただきたい。第 2 回いじめ問題連絡対策協議会も、皆様からの御意見によって、今後のいじめ防止強調月間や下野市のいじめ対策をより良い方向に進めるための情報を得ることができた。

これから年度末に向かう中で、学校ではいろいろな問題が起きる可能性もあるので、都度、学校教育課を通して各関係機関の皆様に連絡をとり、子供たちをいじめから守り、いじめをしない子供たちを育てる取組をしていけたらと思う。